

# 「社会保険システム連絡協議会」会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社会保険システム連絡協議会と称する。

(目 的)

- 第2条 本会は、総務省行政管理局及び厚生労働省等（以下「行政当局」という）と、社会保険・労働保険関係手続きの電子申請が可能なソフトウェア（以下「社会保険システム」という）を開発・販売・サポート（予定を含む）する社会保険システム業界との窓口として、相互の事務連絡、情報交換及び協議等の円滑化を図り、もって社会保険行政の円滑な執行に資することを目的とする。
- 2 本会は、社会、経済の情報化に即応しつつ、ユーザの利便性の向上を図るとともに、社会保険届出書等の規格化、電子申請等の促進に貢献することにより、社会保険行政の ICT 化に寄与し、もって適正な電子申請制度の確立に努めることを目的とする。

(業 務)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 行政当局との情報交換及び協議
  - (2) 行政当局からの事務連絡の会員への伝達
  - (3) 行政当局への要望事項の伝達
  - (4) 会員への社会保険届出書等の帳票の配布
  - (5) その他本会の目的を達成するために必要な業務

(事務所)

第4条 本会は事務局運営を一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）に委託し、事務所を CSAJ 内に置く。

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる目的を正しく理解し賛同する社会保険システムを開発・販売・サポート（予定を含む）する企業とする。

(入 会)

- 第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を代表幹事会社に提出し、幹事会の承認を得なければならない。
- 2 会員は、本会に対する代表者として1名を定め、代表幹事会社に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員は、入会時に入会金を納入しなければならない。
- 2 会員は、毎年度、所定の期限までに会費を納入しなければならない。
  - 3 入会金及び会費の種類、金額、徴収方法については総会の議決を経て別に定めるものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号に掲げる事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は退会しようとするときは、退会の届出を代表幹事会社に提出しなければならない。会員である法人が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が、会費の納入その他本会に対する業務の不履行又は本会の名誉をき損し若しくは目的に反する行為をした場合は、総会において、会員現在数の4分の3以上の議決により除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 幹事会社 10社以内
- (2) 監事 2名
- 2 幹事会社のうち、1社を代表幹事会社とする。
- 3 本会の代表者は、代表幹事会社の第6条第2項に規定する代表者とする。

(選任)

第13条 幹事会社及び監事は、総会において、会員のうちから選任する。ただし、監事は、会員のうち、第6条第2項に規定する代表者以外の者から選任することができる。

- 2 代表幹事会社は、幹事会において幹事会社の互選により定める。
- 3 幹事会社の第6条第2項に規定する代表者及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表幹事会社は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 幹事会社は、幹事会を構成し、会務を執行する。
- 3 監事は、業務及び会計を監査する。

(任期)

第15条 役員は、任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了するも、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(解任)

- 第16条 本会の役員としてふさわしくない行為があったものは、総会において、会員現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、第10条第2項の規定を準用する。

## 第4章 会議

(種別)

- 第17条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第18条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 幹事会は、幹事会社をもって構成する。
- 3 総会及び幹事会には、行政当局及び全国社会保険労務士会連合会の出席を求めることができる。

(権能)

- 第19条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の策定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第20条 定時総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 幹事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- 3 幹事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 代表幹事会社が必要と認めたとき。
- (2) 監事会社現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

(招集)

- 第21条 総会及び幹事会は、代表幹事会社が招集する。

(議長)

- 第22条 総会及び幹事会の議長は、代表幹事会社がこれにあたる。

(定足数)

- 第23条 総会及び幹事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第24条 総会及び幹事会の議決は、この会則に別に定めるもののほか出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決することによる。

(出席者および書面表決)

第25条 総会及び幹事会には、第6条第2項により届け出た代表者が出席しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため、出席できない場合は、代理出席を認める。

2 第1項の規定に係わらず総会及び幹事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決することができる。

3 第2項の規定による表決権を行使する場合には、第23条及び第24条の適用については出席したものとみなす。

## 第5章 委員会

(委員会の設置)

第26条 本会の会務に関する機関として、幹事会の承認を得て委員会を設けることができる。

2 委員会の運営等に関し必要な事項は、幹事会が定める。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第27条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる果実
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第28条 本会の財産は、代表幹事会社がこれを管理する。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(収支予算等)

第30条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定め、事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則改正及び解散

(会則改正)

第32条 この会則は、総会において、会員現在数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第33条 本会の解散の決議は、総会において、会員現在数の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第8章 雑則

(関係諸法令の遵守)

第34条 本会の会員は、本会が実施する事業活動全般において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、著作権法その他関連する諸法令を遵守しなければならない。

(施行細則)

第35条 この会則の施行について必要な細則は、幹事会の議決により別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、平成27年6月23日から施行する。
- 2 本会の設立当初の幹事会社は、第13条第1項の規定にかかわらず、ピー・シー・エー株式会社、弥生株式会社、株式会社オービックビジネスコンサルタント、株式会社ワークスアプリケーションズ、ラクラス株式会社、とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 3 本会設立当初の監事の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画並びに収支予算は、第30条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員の間による。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日から平成28年3月31日までとする。

### 附 則

この会則は、平成29年5月30日から施行する。

## 会費規定

(会費)

第1条 本会の会費は基本会費と臨時会費とする。

(入会金、基本会費等の額)

第2条 会員の納付する入会金及び基本会費の額は、次の通りとする。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1.入会金        | 100,000 円 |
| 2.基本会費 (年一括) | 120,000 円 |

(新規加入会員の基本会費)

第3条 事業年度の中途において入会した会員におけるその事業年度の基本会費額は、当該会員が会員とされる月数に基本会費額の12分の1を乗じた金額とする。

(臨時会費)

第4条 臨時の支出に充てるため臨時会費を徴収することができる。

- 2 臨時会費の目的、金額、納付等については、総会の議決を経て定めるものとする。

(入会金、基本会費の納付方法)

第5条 入会金及び基本会費は、指定の金融機関に払い込むものとする。

- 2 基本会費の納付期限は、当該事業年度の4月30日とする。
- 3 会員は、納付期限までに基本会費を払い込むことができない場合は、当該納付期限までに、納付日を本会の事務所に申し出るものとする。
- 4 前項の納付日は、納付期限の日の2か月後の日を超えないものとする。
- 5 第3項の規定による申し出を行わずに納付期限までに会費を納付しなかった場合、又は同項に規定する納付日までに会費を納付しなかった場合は、当該会費が納付されるまでの間、当該会員に対して通知した上で、情報提供等を保留するものとする。ただし、会務の遂行に必要な事項については、この限りでない。
- 6 第2項に規定する基本会費の納付期限は、自然災害その他やむを得ない事情がある場合には、幹事会の議決により、変更することができる。

## 附 則

1 この規定は、平成27年6月23日から施行する。

### 会則第3条第4号に関する細則

(本会からの配布)

- 第1条 本会は、行政当局から社会保険届出書等の版下の貸与を受けて、印刷した社会保険届出書等の帳票を、会員以外の者に配布することはできない。
- 2 本会は、行政当局から社会保険届出書等の版下の貸与を受けて、印刷した社会保険届出書等の帳票を、会員に印刷原価を超える価格で配布することはできない。

(会員からの配布)

- 第2条 会員は、本会から配布を受けた社会保険届出書等の帳票を、自己の顧客以外の者に配布してはならない。
- 2 会員は、本会から配布を受けた社会保険届出書等の帳票を、自己の顧客に購入原価を超える価格で配布してはならない。
- 3 前2項に違反した者は、以後、本会から社会保険届出書等の帳票の配布を受けることができない。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成27年6月23日から施行する。

### 会則第6条第1項及び第7条に関する細則

(入会の承認及び手続き)

- 第1条 第6条第1項に規定する幹事会の承認については、会員が所定の入会申込書を代表幹事会社に提出する方法により行うことができる。
- 2 入会しようとするものは、本会からの入会の承認の連絡を受け、第7条及び会費規定に基づく入会金及び初年度に納付すべき会費（以下入会金等という）を本会の指定する金融機関に払い込むものとする。

(入会の成立)

- 第2条 前条の規定による入会の手続きの終了及び入会金等の入金の確認をもって入会とし、その確認の日をもって入会年月日とする。
- 2 入会年月日等の会員への通知は、所定の入会登録通知書をもってこれを行うものとする。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成27年6月23日から施行する。

### 第29条に関する細則

(本会からの謝金の支出)

- 第1条 本会主催の講演会等において、講師等に対しては、講演の内容により本会から次の範囲において、謝金を支出するものとする。
1. 講師謝金 30,000円～50,000円
  2. 車代
    - (1)東京都内で開催の場合 一律5,000円
    - (2)上記以外で開催の場合 実費（宿泊費、交通費）
- 2 謝金の支出額は、講演・セミナー等を業とする者に対しては、その業者の規定に従うものとする。

## 附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 6 月 23 日から施行する。



## 独占禁止法コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 社会保険システム連絡協議会（以下本会と称する）が実施する事業活動全般に関し、その事業に関わるすべての者が遵守すべき事項を「独占禁止法コンプライアンス規程」（以下本規程と称する）として定めることにより、透明性・公平性・独立性を確保し、独占禁止法法令遵守によるカルテル・談合およびそれらの疑いを招く行為を防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、本会が実施する事業活動に参加する会員に適用される。

### (定義)

第3条 本規程における用語の定義は次の通りとする。

1. 「会合等」とは、以下に該当するものをいう。
  - (1) 一対一か、複数当事者によるかを問わず、
  - (2) 業務上・業務外、公式・非公式を問わず、
  - (3) あらゆる場面における（総会・幹事会・委員会・説明会・講演会などの会合、面談、通信・連絡、懇親会、旅行、会食、レセプション、飲み会、カラオケ、ゴルフ等）、
  - (4) あらゆる方法による（面会、電話、電子メール、手紙、ファクシミリ等）、
  - (5) コミュニケーション
2. 「情報交換」とは、方法の如何を問わず、情報を提供、受領または互いに授受することをいう。
3. 「競争上センシティブな情報」とは、以下に該当するものをいう。
  - (1) 製品等の価格に関する事項（価格、マージン、原価構成、価格改定の幅・時期、リベート等の販売条件を含み過去の実績であるか、将来の予測であるかを問わない）
  - (2) 製品等の数量に関する事項（生産・出荷・販売・受注・購買の数量、生産・出荷能力、稼働率、在庫状況を含み過去の実績であるか、将来の予測であるかを問わない）
  - (3) 製品等の性能・仕様に関する事項（仕様変更の時期・内容、新製品・新サービスの発売時期・性能・仕様を含む）
  - (4) 顧客・市場・製品分野の割り当てに関する事項
  - (5) 各自の取引先（顧客、購入先、委託先、ライセンス交渉先を含む）との個別交渉に関する事項（売買・ライセンス等の契約条件を含む）
  - (6) その他、製品等の競争に影響を与える事項で、公表されていない事項

### (行動基準)

第4条 独占禁止法コンプライアンスの実践のため、以下に示す行動基準に則り、本会が実施する事業活動全般に関し、その事業に関わる第2条に定めるところのすべての者が遵守するものとする。

- (1) 会員（競合他社）との会合等本会の事業活動のいかなる場面において、「競争上センシティブな情報」に関する話し合いや情報交換や取り決めを行わないこと。
- (2) 会合等の主催者や会合等の進行役・議長は、予め会合等の目的または、議題、配布資料に「競争上センシティブな情報」の交換等の内容が含まれていないことを確認すること。
- (3) 会合等において、万一、「競争上センシティブな情報」に内容が及んだら、

直ちに会合等の進行役・議長やメンバーに対して、異議を述べ、停止を促すこと。

(本基準の見直し)

第 5 条 本会は、本規程に定める事項の取り組みを適宜見直し、継続的に改善に努めるものとする。

#### 附 則

- 1 本規程は、平成 27 年 6 月 23 日に施行することとする。
- 2 本規程の改訂は、幹事会の承認により行う。

2015.6.23